

【3号議案】

～ 平成24年度役員等（案） ～

1 会長（1名）

北海道地方非常通信協議会会則第5条により、次の者を会長とする。  
北海道総合通信局長

2 幹事（若干名）

北海道地方非常通信協議会会則第5条により、次の14構成員が指名した者に委嘱する。

北海道総合通信局  
北海道開発局  
北海道警察情報通信部  
第一管区海上保安本部  
札幌管区気象台  
陸上自衛隊北部方面総監部  
北海道  
札幌市  
東日本電信電話株式会社北海道支店  
日本放送協会札幌放送局  
北海道電力株式会社  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社  
KDDI株式会社札幌テクニカルセンター  
一般社団法人日本アマチュア無線連盟北海道地方本部  
(順不同)

3 非常通信要請会議議員（若干名）

北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程第5条により、次の6構成員の委員に委嘱する。

議長 北海道総合通信局（無線通信部長）  
副議長 北海道（総合政策部長）  
議員 北海道開発局（事業振興部長）  
議員 北海道警察情報通信部（情報通信部長）  
議員 札幌市（消防局警防部長）  
議員 東日本電信電話株式会社北海道支店（設備部長）  
(議員は順不同)

4 事務局

北海道地方非常通信協議会会則第14条により、北海道総合通信局無線通信部陸上課に事務局を置く。

事務局長 北海道総合通信局無線通信部陸上課長  
事務局員 北海道総合通信局無線通信部陸上課担当職員